

職 員 名 簿

事業所の名称

年 月 日現在

No	(フリガナ) 職員氏名	採用年月日	雇用形態	職名	放課後児童支援員の資格要件		職務の内容	主な経歴
					条例第11条第 3項の区分	認定研修の受講終了年 月日及び修了証番号		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								

【留意事項】

1. 放課後児童支援員として従事する職員は、放課後児童支援員認定資格研修修了証の写しを添付してください。
2. 名簿の内容に変更が生じた場合は、変更届（様式2）の提出が必要です。
3. 記載欄が足りない場合は、複数枚使用し、ナンバリングをして添付してください。
4. 職員名簿は支援の単位ごとに作成してください。

【佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第11条第3項に定める者の区分】

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学が認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当であると認めるもの
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当であると認めるもの